令和元年度

本白根山・白根山(湯釜付近)火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会

設置趣意書

1. 設置目的

本白根山・白根山(湯釜付近)は群馬県吾妻郡草津町・嬬恋村に位置する活火山であり、白根山(湯釜付近)では有史以降多くの噴火をくり返しています。国土交通省利根川水系砂防事務所では、関係機関と協力しながら白根山(湯釜付近)における監視機器の設置・管理などの火山防災対策を進めるとともに、白根山(湯釜付近)の噴火による土砂災害を軽減することを目的として、平成27年3月に「草津白根山火山噴火緊急減災対策砂防計画」(以降、「白根山(湯釜付近)火山噴火緊急減災対策砂防計画」とする)を策定しました。

一方、平成30年1月23日噴火では本白根山を火口とする噴火が発生し、死者1名、重傷3名、軽傷8名という被害が生じました。同計画においては、白根山(湯釜付近)のみを想定していたことから、利根川水系砂防事務所では「本白根山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」を設置し、「本白根山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定に向けた検討を開始しました。平成30年度は本白根山において想定される噴火現象と土砂移動現象およびその推移、想定される影響範囲、計画の対象とする土砂移動現象、対策方針について検討いたしました。

しかしながら、本白根山・白根山(湯釜付近)は近接する火山であり、対策を実施する範囲に重複が見られることなどから、想定する現象や規模、対策について両火山で整合を図ることが望ましいと考えます。そこで、令和元年度は、学識者及び行政委員、関係町村から構成される「本白根山・白根山(湯釜付近)火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」を設置し、本白根山における具体的な対策の検討ならびに白根山(湯釜付近)における計画の見直しについて検討いたします。

2. 検討委員会の構成

検討委員会の構成は、別紙のとおりです。

3. 委嘱期間

ご承諾の日から、令和3年3月末日までといたします。

4. 検討委員会の開催予定

第1回検討委員会 令和2年 1月30日(木) 実施 草津町役場